

聖隷こども園こうのとり東 重要事項説明書 兼 利用契約書

社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷こども園こうのとりの東（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は聖隷こども園こうのとりの東における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、次のとおり契約を締結します。

1. 契約の目的

- ① この契約は、甲に入園する児童（以下「園児」という。）について、甲が提供する特定教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。
- ② 甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、特定教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し利用料及びその他提供される特定教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

2. 契約期間

この契約の期間は下記のとおりとします。

年 月 日 から 年 月 日 までとします。

3. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
代表者氏名	理事長 青木 善治
法人の所在地	浜松市中央区元城町 218 番地 26
法人の電話番号	053-413-3300

4. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園							
施設の名 称	聖隷こども園こうのとり東							
所 在 地	磐田市東新屋 271-3							
電 話 番 号	0538-35-8567							
管 理 者 名	園長 平野 春江							
利 用 定 員		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
	1 号	—	—	—	5 人	5 人	5 人	15 人
	2 号	—	—	—	36 人	36 人	36 人	108 人
	3 号	28 人	28 人	36 人	—	—	—	92 人
	計	28 人	28 人	36 人	41 人	41 人	41 人	215 人
取 扱 う 保 育 事 業	一時預かり保育（一般型・幼稚園型）、延長保育、病後児保育、障がい児保育							
認 可 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日							

5. 施設の目的・運営方針

施 設 の 目 的	当園は、幼保連携型認定こども園として義務教育及びその後の基礎を培うものとしての乳幼児に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する特定教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が計られるよう、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
提 供 す る 特 定 教 育 ・ 保 育 の 内 容	当園は社会福祉法人聖隷福祉事業団の創立の精神であるキリスト教精神に基礎を置き、集団の中で乳幼児の年齢に応じた心身の健全な発達を促進するよう特定教育・保育をします。 また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を総合的に提供します。

6. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3,587 m ²	園庭	829.0 m ²
建物	構造	RC 構造	延べ面積	1796.69 m ²
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	4 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	2 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	3 室
	調乳室	1 室		
設備の種類	冷暖房、プール、昇降機			

7. 職員体制

	職務の内容	人数	備考
園長	特定教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。	1 人	
主幹保育教諭	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に特定教育・保育を実施する。	2 人	
保育教諭	教育課程及び全体的な計画に基づき、園児に特定教育・保育を一体的に実施する。	33 人	
看護師	園児、職員の心身の健康管理を行うとともに病気や怪我の対応、感染症対策、保護者への相談・指導、病後児保育を行う。	1 人	
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。	3 人	
(管理)栄養士	園児の栄養指導及び管理を行う。	1 人	
嘱託医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。	1 人	嘱託
嘱託歯科医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。	1 人	嘱託
嘱託薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。	1 人	嘱託
事務員	園の運営管理に必要な事務処理等を行う。	1 人	

* 上記は基準人員とし、入所人数により変動することがあります。

8. 特定教育・保育を提供する日

開 所 日	2.3号子ども	月曜日～土曜日（但し、国民の祝日、12月29日～1月3日除く）
	1号子ども	月曜日～金曜日（但し、国民の祝日、12月29日～1月3日除く） 夏季休業、冬季休業、春季休業（園の年間カレンダーによる）
開 所 時 間		月～金曜日 午前7時から午後7時
		土曜日 午前7時から午後6時

* 警報発令時の対応について 別紙（「聖隷こども園こうのとり東での防災対策について」参照）

* 感染症流行時の対応について 別紙（「感染症対応マニュアル」参照）

9. 特定教育・保育を提供する時間

教育標準時間認定	教育時間	午前9時～午後1時30分
保育標準時間認定 (11時間)	保育時間	午前7時～午後6時
	延長保育時間	午後6時～午後7時（月～金曜日）
保育短時間認定 (8時間)	保育時間	午前8時30分～午後4時30分
	延長保育時間	午前7時～午前8時30分 午後4時30分～午後7時（月～金曜日） 午後4時30分～午後6時（土曜日）

* 延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

10. 提供する保育等の内容

① 特定教育・保育の提供

上記9に記載する時間において、特定教育・保育を提供します。

② 一時預かり保育（一般型、幼稚園型）延長保育、病後児保育、障がい児保育等を行っております。

11. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

特定教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は栄養士が1か月ごとに作成をし、毎月のお便り等で別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時頃	11時頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃
4歳児		11時30分頃	15時頃
5歳児		11時30分頃	15時頃

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

12. 利用料金

(1) 利用料の内容

利用料（利用者負担）	園児が居住する市町村が定める利用料
延長保育料 （保育標準時間認定）	午後6時01分～午後7時 15分ごとに150円加算 月極契約の場合 1人目が月額10,000円 2人目以降は1名につき月額5,000円 閉所時間の午後7時を過ぎた場合は、別途1回につき500円
延長保育料 （保育短時間認定）	午前7時～午前8時29分 30分ごとに150円加算 午後4時31分～午後6時 30分ごとに150円加算 午後6時01分～午後7時 15分ごとに150円加算 閉所時間の午後7時を過ぎた場合は、別途1回につき500円
預かり保育料 （1号認定子ども）	通常預かり（月～金曜日） 早朝預かり 午前7時～午前8時30分 30分ごとに150円加算 夕方預かり 午後2時01分～午後4時30分 1回500円 （おやつ代50円別途） 延長預かり 午後4時31分～午後6時 30分ごとに150円加算 長期休暇預かり（月～金曜日） 午前9時～午後1時30分 1日500円（昼食代300円別途） *早朝、夕方、延長預かりについては通常預かりと同様

* 上記以外の特定保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金は別表に掲げる費用を負担していただきます。

* 利用料等の未納分について、退園後も当園に支払う義務を負うものとします。

* 保護者会からの会費の徴収があります。

(2) 利用料の支払方法

原則アプラスによる口座振替にてお支払いいただきます。（口座引き落とし日は毎月27日）

やむを得ず引き落としができなかった場合は指定期日までに振込みしていただきます。（手数料：保護者負担）

13. 利用の開始について

- ① 当園は市町村から特定教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。

(1) 利用定員に空きがない場合

(2) 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合

(3) 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園が安全に特定教育・保育を提供することが困難な場合

- ② 1号認定子どもについて、入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 当園の教育・保育理念に賛同していること

(2) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(3) 先着順（面接等）により選考し、入園させる。

- ③ 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、市町村が行った利用調整により要請を受けたときは、これに応じます。

- ④ 当園の利用開始にあたり、当該子どもの教育・保育給付認定保護者に対して本重要事項説明書等にて説明を行い、同意・契約された後に特定教育・保育の提供を開始します。

14. 利用の終了について

当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 教育・保育給付認定が取り消されたとき。

③ 教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取り消しの申し出があったとき。

④ 利用料等の滞納、その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

15. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	片桐小児内科医院
医院長名又は医師名	片桐 智也
所在地	磐田市見付 2689-2
電話番号	0538-35-4712

② 歯科

医療機関の名称	大竹歯科医院
医院長名又は医師名	大竹 伸明
所在地	磐田市中泉 230-4
電話番号	0538-35-5151

③ 薬剤師

薬剤師名	近藤 高之
所在地	
電話番号	

16. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
防災訓練	地震・火災を想定した避難・消火訓練を月1回実施		
防災設備	消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備
	誘導灯		
避難場所	第一避難場所：聖隷こども園こうのとり東 第二避難場所：南御厨交流センター		

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

19. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	公益社団法人 全国私立保育園連盟（東京海上日動火災保険株式会社）
保険の種類	①園賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険） ②園児団体傷害保険
保険金額	【施設賠償責任保険】 ▶対人1名・1事故10億円 ▶対物1事故1,000万円 【生産物賠償責任保険】 ▶対人1名・1事故・10億円 ▶対物1事故1,000万円 【園児団体傷害保険】 ▶死亡・後遺障害保険金額 205万円 ▶入院保険金日額（1日あたり） 1,950円 ▶通院保険金日額（1日あたり） 1,300円

20. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	山下 裕生	
解決責任者	平野 春江	
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	
連絡先	電話 0538-35-8567 FAX 0538-21-1010	
第三者委員	藤原 孝一 電話 役職・肩書き等 南御厨地区長、東新町自治会長	三輪 邦子 電話 0538-32-3670 役職・肩書き等 磐田市市民活動センターのつぼセンター長
受付方法	*面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 *玄関の入り口にご意見箱を設置しております。	

21. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では下記事項について必要最小限の範囲内において使用させていただきます。

- ① 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ② 他の保育園等へ転園する場合など、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ③ 病院、その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

22. 協議事項

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関連諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

制定日 平成 30 年 4 月 1 日

改訂日 平成 31 年 4 月 1 日

改訂日 2019 年 10 月 1 日

改訂日 2020 年 4 月 1 日

改訂日 2021 年 4 月 1 日

改訂日 2021 年 11 月 1 日

改訂日 2022 年 4 月 1 日

改訂日 2023 年 4 月 1 日

改訂日 2024 年 1 月 1 日

改訂日 2024 年 4 月 1 日

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

児童から見た続柄：

別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(1) 特定負担金

種類	内容	負担を求める理由	金額
入園料	1号認定子どもの入園費用	入園手続きに係る事務経費に充当するため	入園時 10,000円

(2) 実費負担金

種類	内容	負担を求める理由	金額
1号認定子ども給食費	主食費	主食を提供するため(下記以外の期間)	月額 1,000円
		主食を提供するため(7・12・1・3月)	月額 800円
		主食を提供するため(8月)	月額 無し
	副食費	給食食材購入のため(下記以外の期間)	月額 4,500円
		給食食材購入のため(7・12・1・3月)	月額 3,700円
		給食食材購入のため(8月)	月額 無し
2号認定子ども給食費	主食費	主食を提供するため	月額 1,000円
	副食費	給食食材購入のため	月額 5,500円
物品購入費	出席カード(シール含)	(3歳児以上) 保育・教育活動で使用し、個人の所有物となるため	1冊 600～730円程度
物品購入費	幼児クラス連絡袋	(3歳児以上) 保育・教育活動で使用し、個人の所有物となるため	1枚 270円程度
物品購入費	思い出ファイル	保育活動の記録として作品や写真を入れるため	1冊 1,850円程度
物品購入費	クレヨン16色	(3歳児以上) 保育・教育活動で使用し、個人の所有物となるため	1セット 750円程度
物品購入費	名札	保育・教育活動で使用し、個人の所有物となるため(0歳児～2歳児は3年間共通、3歳児以上は毎年購入)	1個 200円程度
賃借料	レンタルオムツ代	保護者の希望により保育活動で使用 金額は使用枚数・日数により計算	月額 2,000～3,000円程度
賃借料	レンタル布団代	(0～4歳児) 保育・教育活動で使用するため	1ヶ月 150円程度
物品購入費	通園リュック	(3歳児以上) 保育・教育活動で使用し、個人の所有物となるため	1個 3,900円程度
衛生費	紙おむつ処分代	使用済み紙おむつ処分費に充当するため	月額 300円程度

※実費徴収のため、仕入れ値の変動により金額が変更となる場合がございます。
その際は別途ご案内いたします。

制定日 平成30年4月1日
 改訂日 2019年10月1日
 改訂日 2020年4月1日
 改訂日 2021年4月1日
 改訂日 2022年4月1日
 改訂日 2023年4月1日
 改訂日 2024年4月1日